平成２４年（フ）第４１号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田3986番地３、住民票上の住所鹿児島県肝属郡肝付町宮下1300番地
破産者　末廣こと　末廣　政文
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
北海道枝幸郡枝幸町本町705番地８
破産者　有限会社電器の小野寺
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０５１号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南４丁目８番３号
破産者　株式会社ネプチューンコーポ
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１０９号
横浜市西区みなとみらい４丁目９番１号MMタワーフォレシスＲ棟Ｂ―2309
破産者　株式会社Ｗ’Ｓ
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２２号
岐阜県養老郡養老町直江533番地の１
破産者　株式会社大橋食品
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第４２９号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目19番19号
破産者　有限会社高丘フード
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４４３号
静岡県浜松市西区村櫛町4375番地
破産者　有限会社プラン
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
三重県度会郡大紀町大内山891―３、住民票上の住所三重県度会郡大紀町崎642番地２
破産者　出口　　修
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３４７号
奈良市茗荷町1059番地、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区農人橋１丁目１番13号
破産者　有限会社サンノジュウ立体スタジオ
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２５２号
愛媛県松山市祝谷東町812番地１　ガーデンヒル道後406号
破産者　株式会社今人
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７６号
愛媛県松山市居相３丁目14番７号
破産者　有限会社フジヘルス
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２１１４号
埼玉県蓮田市西城１丁目30番地１
破産者　今井　正男
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６８号
埼玉県上尾市愛宕２丁目15番３号
破産者　石関　健一
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６９号
埼玉県上尾市愛宕２丁目15番３号
破産者　石関　佳代
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０７号
埼玉県川口市芝西２丁目26番23号　メゾンドミディ205号、旧住所埼玉県川口市大字東内野562番地の７
破産者　西野　敏明
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３７号
さいたま市浦和区元町３丁目33番１―603号
破産者　上村　龍弘
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４４号
埼玉県川口市北園町42番１号
破産者　深野　富子
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０６号
埼玉県朝霞市三原５丁目13番３号
破産者　簑毛　　明
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１４号
さいたま市見沼区春野１丁目９番４―404号
破産者　八谷　　寛
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９５号
埼玉県草加市谷塚上町325番地２、破産手続開始決定時の住所埼玉県草加市谷塚上町674番地３
破産者　吉田　征夫
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係